

別紙

	いただいたご意見(要約、集約、補足後)	ご意見に対する考え方	件数
1	今回案にある等級5(ZEHの強化外皮基準)に加えて、より上位の等級(等級6、7など)についてできるだけ早期に設定をされたい。	ZEH基準を上回る等級について、基準のあり方等について検討を行った上で位置づける予定です。	5
2	移行期間を踏まえたスケジュールを示してほしい。また、登録住宅性能評価機関の審査体制が整うよう施行に向けて必要な調整をされたい。	断熱等性能等級5、一次エネルギー消費量等級6の創設については、令和3年12月1日に公布し、登録住宅性能評価機関において必要な準備等を行っていただいた上で、令和4年4月1日に施行することを予定しております。	1
3	住宅の省エネ対策の浸透度が低いため、基準改正と併せて住宅の省エネ対策について周知されたい。	引き続き、住宅の省エネルギー対策の必要性について周知を図ってまいります。	1
4	寄宿舍・下宿においては建物用途上、居住する人の生活リズムはほぼ同じと考えられ、空調機器等の使用タイミングも同じ時間帯に集約されると考えられる。よって、外皮の考え方は一戸建てのような考え方であり、居室同士の壁は界壁ではなく間仕切りであり、遮音以外の断熱材の設置は過剰であり、評価方法の合理化が望まれる。	今後の検討の参考にさせていただきます。	1
5	改正基準の施行日と、適用される基準日が住宅性能評価の申請日によるか、評価書交付日によるか示されたい。	改正基準の施行は令和4年4月1日を予定しております。改正基準施行日以降の設計住宅性能評価の申請から適用されます。	1
6	申請者が最高等級をとれるように、施行日まで一定の期間を設けて欲しい。	住宅性能表示制度は任意の制度であるとともに、早期の等級取得を希望する事業者にも対応するため、速やかに施行することとします。	1
7	ZEH基準を上回る水準は手の届きづらいものになってしまい、結果、性能表示制度の採用を見送ってしまうことになりかねません。	今般新たに創設する等級のほか、引き続き従来の等級を取得することも可能です。	1
8	『建研のwebプログラム:エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)』の判定結果において性能評価の等級が分かりやすく表示されると使いやすい。	今後の検討の参考にさせていただきます。	2
9	住宅性能評価において各分野の最高等級は現在上限が等級5となっているため、整合を図るためにも新たに設定する等級を等級5とし、現行の等級は下の等級番号にスライドさせるのが良いのではないかと。	等級は評価項目ごとに設定しており、最高等級の上限は定めておりません。	1
10	わかりやすさの観点から、住宅性能評価の等級とBELSの★表示との整合を図る検討をしてほしい。	それぞれ異なる制度であるため、表示の整合を図ることは予定しておりません。	1
11	戸建て住宅と二世帯住宅などの長屋では、外皮や設備が同じ条件でも長屋などは共同住宅扱いになり、一次エネルギー消費量の基準が満たされない場合がある。二世帯住宅などの長屋と共同住宅では基準一次エネルギーの数値を別々に設定していただきたい。	今後の検討の参考にさせていただきます。	2
12	住宅の構造に応じて、断熱性能の計算結果が異なるため、断熱等性能等級の基準値は住宅の構造の種別に応じ別々の水準とするのが良いのではないかと。	消費者に分かりやすく住宅の性能を表示するため、住宅の構造によらず外皮における熱損失の程度(外皮平均熱貫流率)を基に等級を設定することとしております。	1
13	共同住宅の場合、建物全体で一次エネルギー消費量の削減量を評価し、等級を取得できるようにしてほしい。	住戸ごとの評価結果と建物全体の評価結果が異なる場合があるため、消費者に分かりやすく住宅の性能を表示するよう、住戸ごとに評価することとしています。	1
14	一次エネルギー消費量等級6では設計一次エネルギー消費量の計算の際にエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量のうち太陽光発電設備による削減量及びその他消費量を除くこととしているが、等級4、5の計算方法と異なることから、申請者が混乱しないように周知が必要であると考えます。また、ZEHの判定ができるように、建築研究所HP「住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム」の改修をお願いします。	適切に周知を図ってまいります。プログラムの改修に係るご意見については今後の検討の参考にさせていただきます。	1
15	一次エネルギー消費量等級が必須化されると、「住宅性能評価における建材、設備、部品等の取扱いについて(平成26年10月6日事務連絡)」による試験品質、生産品質を確認するケースが多くなるのが予想される。これについて、設備機器については「第三者機関の試験成績書」ではなく「自己適合宣言書」が添付されるケースが多く見受けられ、確認が形式的なものとなっており意味がないと考える。試験品質・生産品質の確認をより実効性のあるものにするために「第三者機関の試験成績書」の提出を求めべきではないかと。	第三者機関による試験成績書を必ず求めることは申請者等にとって過度な負担となるおそれがあることから、自己適合宣言書でも認めており、その運用を変更する予定はありません。	1
16	CLTパネル工法において多雪区域における1-5耐積雪等級は取得可能か。	取得可能です。	1
17	CLTパネル工法と他構工法を併用した建築物の場合の等級取得は可能か。	取得可能です。	1
18	住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項の見直しの施行時期について、1年程度延期し、令和5年4月上旬の施行とするなど、十分な周知期間をとってほしい。	審査者等の準備に要する期間を考慮し、令和4年10月1日に施行することとし、施行に向けては必要な周知に努めてまいります。	1
19	一次エネルギー消費量等級6では設計一次エネルギー消費量の計算の際にエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量のうち太陽光発電設備による削減量及びその他消費量を除くこととしているが、現行の等級1、4及び5の設計一次エネルギー消費量の計算方法と整合しないことから、5-2一次エネルギー消費量等級の等級6の新設ではなく、5-3として、太陽光発電設備による削減量を除く一次エネルギー消費量等級を新設した方がよいのではないかと。	複数の性能評価事項を設けることにより、消費者にとってわかりにくい制度となるおそれがあることから、現行の5-2の評価事項に位置付けることとしております。	1

20	等級6である場合においては、「床面積当たりの一次エネルギー消費量」ではなく、「ZEH、Nearly ZEH、ZEH Oriented」を併せて明示できることとして頂きたい。	住宅性能表示制度は、他制度への適合の可否を示すことを目的としたものではなく、明示する予定はありません。	1
21	断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の評価取得を必須とすることについて、賛成する。その際、一次エネルギー消費量等級について設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価申請に必要な資料及び手続きの合理化のため、一次エネルギー消費量等級評価に係る住宅用の量産設備機器を対象に、平成26年10月6日事務連絡「住宅性能評価における建材、設備、部品等の取扱いについて」に基づく取扱いの運用を見直し、一次エネルギー消費量等級評価に係る量産設備機器についてJISに基づく性能が示されている場合には、申請者は、当該性能値及び性能値が示された資料名(カタログ、仕様書等)を設備一覧表等で示すような運用ができるようにしていただきたい。	今後の検討の参考にさせていただきます。	1
22	一次エネルギー消費量等級の必須化に際して、建設住宅性能評価申請の手続きの合理化が望まれるが、建設住宅設計評価の一次エネルギー消費量等級の検査において、申請者が省エネルギー性能に関する工事監理報告書(工事監理者が外皮、設備機器等について申請図書通り施工されていることを確認した書面)を基に、評価員が抽出して目視検査を実施するような運用ができると考えてよいか。	今回の改正により、取り扱いを変えるものではありません。	1
23	一次エネルギー消費量等級の評価の対象になる設備機器では、住宅の設計から完成までの間に種類または品番が変更になる場合が多いため、変更設計住宅性能評価が不要な軽微な変更該当する事例を示していただきたい。	今後の運用改善の参考にさせていただきます。	1
24	エネルギー消費性能計算プログラムの計算結果及び出力PDF「一次エネルギー消費量計算結果(住宅版)」にて、BEI(太陽光発電設備によるエネルギー消費量の削減は見込まない)を示すようにしていただきたい。	今後の検討の参考にさせていただきます。	1
25	一次エネルギー消費量に関する数値表示を行う場合の「床面積当たりの一次エネルギー消費量」は、他の制度で指標として用いられていない。今回の改正にあたり、床面積当たりの一次エネルギー消費量に替えて、BEIの数値表示をするように見直してはどうか。	他の住宅との比較を容易にするために、評価対象住宅のエネルギー消費性能の絶対値として床面積当たりの一次エネルギー消費量を明示できることとしております。	1
26	「CLT/パネル工法の評価対象建築物における基準を位置付ける“等”所要の改正」の“等”の項目はどのようなものか。	表現の適正化のための記載の変更を行います。	1
27	令和4年4月上旬の施行に伴い、施行日以後に設計住宅性能評価申請を行う場合に改正後の基準が適用されるという認識でよいか。	貴見のとおりです。	1
28	ZEH 基準を上回る更なる上位の等級については、今回の意見募集の範囲ではなく、基準のあり方等について検討を行った上で、別途意見募集を行うものという認識でよいか。	貴見のとおりです。	1